# I P通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P - P B X サービス) 【現改比較表】2025年2月26日現在

2025年2月26日~

~2025年2月25日

第1条 (略)

目次	目次
第1条~第73条の5の2(略)	第1条~第73条の5の2 (略)
	第73条の5の3 特定加入者回線の光回線再利用
第73条の6~第73条の11の3(略)	第73条の6~第73条の11の3(略)
	第73条の11の4 光回線再利用に伴うIP通信網契約の解除
第73条の12 〜料金表別表 2(略)	第73条の12 〜料金表別表 2 (略)

第1条(略)

# (用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1~47	(略)
48 光アクセ	(略)
ス回線の転用	
49~51	(略)

# (用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味		
1~47	(略)		
48 特定加入	(略)		
者回線の転用			
49~51	(略)		
52 光信号分	接続約款(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定		
岐端末回線	める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電		
	気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。) に定める光信号		
	分岐端末回線		
53 特定加入	第6種シェアード I P – P B X 契約 (カテゴリー 7 に係るものに限り		
者回線の光回線	ます。)の解除の請求を行うにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その第6種シェアードIP-PBX契約者が現に利用し		
再利用(出)			
	ている第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー7に係る		
	ものに限ります。) から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通		
	信サービス(光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り		
	ます。)へ移行するため、引込線を再利用すること(ただし、特定加		
	入者回線の事業者変更(出)の事業者変更に該当する場合を除くもの		
	とします。)		
54 転用等承	(1) 特定加入者回線の転用の手続きに必要となる番号(以下「転用		
諾番号	承諾番号」といいます。)		
	(2) 特定加入者回線の事業者変更(出)の手続きに必要となる番号		
	(以下「事業者変更承諾番号」といいます。		
	(3) 特定加入者回線の光回線再利用(出)の手続きに必要となる番		
	号(以下「光回線再利用承諾番号」といいます。)		

第3条~第73条の3 (略)

第73条の4

1~2項(略)

3 前項までに規定するほか、第6種シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリー7に係るものに限ります。)の申込みに際し、光アクセス回線の転用を希望するときは、その旨及び承諾番号 (光アクセス回線の転用に必要な、特定協定事業者がその特定協定事業者の光アクセス回線の転用を希望する者ごとに指定する有効な番号をいいます。以下同じとします。)を当社所定の方法により申し出ていただきます。

第3条~第73条の3(略)

第73条の4

1~2項(略)

3 前項までに規定するほか、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)の申込みに際し、特定加入者回線の転用を希望するときは、その旨及び転用承 諾番号を当社所定の方法により申し出ていただきます。 4 (略)

第73条の5(略)

(特定加入者回線の事業者変更)

第73条の5の2 第6種シェアード I P - P B X 契約者(カテゴリー7に係る<u>もの</u>に限ります。)は特定加入者回線の事業者変更(出)の請求をすることができます。当社は、共通編第10条(I P通信網契約申込みの承諾)第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る<u>もの</u>に限ります。) からの請求に基づきその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び附帯サービス等 (光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。)を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて承諾しないとき。
- (3) 事業者変更先の電気通信者が承諾しないとき。
- (4) その他特定加入者回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電 話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- 2 当社は第6種シェアード I P P B X 契約者(カテゴリー7に係るものに限ります。)からの特定加入者回線の事業者変更(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

4 (略)

第73条の5(略)

(特定加入者回線の事業者変更)

第73条の5の2 第6種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリー7に係る者に限ります。) は特定加入者回線の事業者変更 (出)の請求をすることができます。当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾)第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が第6種シェアード I P P B X 契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの請求に基づきその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏 名、設置場所及び附帯サービス等(特定加入者回線の事業者変更を行うために必要な情報をい います。)を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信 事業者に通知する必要があることについて、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ ー7に係る者に限ります。)が承諾しないとき。
- (3) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (4) その他特定加入者回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電 話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- 2 当社は第6種シェアード I P P B X 契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの特定加入者回線の事業者変更(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

(特定加入者回線の光回線再利用)

第73条の5の3 第6種シェアード I P - P B X 契約者 (カテゴリー7に係る者に限ります。) は特定加入者回線の光回線再利用(出)の請求をすることができます。当社は、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾)第2項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1)当社が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの 請求に基づき、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2)特定加入者回線の光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報(特定加入者回線の光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。)について、契約事業者が特定加入者回線の光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者がその情報を利用することを、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)が承諾しないとき。
- (3)移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (4)特定加入者回線の光回線再利用(出)を適用することが設備上困難であるとき。
- (5)その他特定加入者回線の光回線再利用(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- 2 当社は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)からの特定加入者回線の光回線再利用(出)の請求を承諾したときは、光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、光回線再利用承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

第73条の6~第73条の11 (略)	第73条の6~第73条の11 (略)
(事業者変更に伴うIP通信網契約の解除)	(事業者変更に伴うIP通信網契約の解除)
第73条の11の1 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る <u>もの</u> に限りま	第73条の11の1 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)
す。)が <u>光アクセス回線</u> の事業者変更(出) <u>の請求を行う場合</u> 、当社は、共通編第14条(IP	が特定加入者回線の事業者変更(出)を希望する場合であって、当社がその事実を知ったとき
通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知があったものとみなし、その第6種シェアー	は、当社は、共通編第14条(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知があったも
ドIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)を解除します。	のとみなし、その第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー7に係るものに限ります。)
	を解除します。
第73条の11の2~第73条の11の3(略)	第73条の11の2~第73条の11の3(略)
	(光回線再利用に伴うIP通信網契約の解除)
	第73条の11の4 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー7に係る者に限ります。)
	が特定加入者回線の光回線再利用(出)を希望する場合であって、当社がその事実を知ったと
	きは、当社は、共通編第14条(I P通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)の通知があった
	ものとみなし、その第6種シェアード I P - P B X 契約(カテゴリー 7 に係るものに限ります。)
	を解除します。

第73条の12~第88条(略)

別記~料金表第1表(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

## 1 適用

区分	内容
(1) ~ (8)	(略)
(9) 転用取消に 伴う復元工事費 の適用	当社が光アクセス回線の転用に係る工事を取消し、光アクセス回線の転用以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した費用を第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー7に係るものに限ります。)の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用について、復元工事費を適用します。
(10) ~ (11) (略)	(略)

第73条の12~第88条(略)

別記~別記~料金表第1表(略)

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

## 1 適用

区分		内容
(1) ~ (8)	(略)	
(9) 転用取消に 伴う復元工事費 の適用	<u>加</u> し事 スた	社が特定加入者回線の転用に係る工事を取消し、特定入者回線の転用以前の契約状態へ復元する工事を実施た場合において、当社が必要と認めるときは、その工に要した費用を第6種シェアードIP-PBXサービ(カテゴリー7に係るものに限ります。)の申込みをし者に負担していただきます。この場合、負担を要する用について、復元工事費を適用します。
(10) ~ (11) (略)	(略)	

# 2 工事費の額

 $2-1\sim 2-3$  (略)

2-4 第6種シェアード I P-PBXサービスに関するもの

第6種シェアード I P - P B X サービスの提供の開始、第6種シェアード I P - P B X サービスの種類若しくは区別

の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

	×	分	単 位	工事費の額
等工事費 用 始 す 事	(ア) 用始す事合	(略)	(略)	(略)
		カテゴリー7のもの (光アクセス 回線の転用の場合を除きます。)	1 の契 約ごと に	23,000円 (25,300 円)
	1	カテゴリー7のもの (光アクセス 回線の転用の場合に限ります。)	1 の契 約ごと に	5,000円 (5,500円)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表~別表2(略)

### 2 工事費の額

 $2-1\sim 2-3$  (略)

2-4 第6種シェアード I P-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別

の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する 工事

	X	分	単 位	工事費の額
	(ア) 利 用の開	(略)	(略)	(略)
	始に関する工 事の場	カテゴリー7のもの(特定加入者回線の転用の場合を除きます。)	1 の契 約ごと に	23,000円 (25,300 円)
	Π	カテゴリー7のもの(特定加入者回線の転用の場合に限ります。)	1 の契 約ごと に	5,000円 (5,500円)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表~別表2(略)